

CHINA IP Newsletter JETRO 北京事務所知的財産権部 知財ニュース  
2020/5/18号 (No. 352)

## ○ 法律・法規等

1. 国家市場監督管理総局、「行政法執行機関による犯罪関連事件移送の規定」で意見募集(国家市場監督管理総局公式サイト 2020年5月14日)
2. 国家知識産権局、「専利法執行行政復議と応訴ガイドライン」で意見募集(国家知識産権網 2020年5月12日)
3. 国家知識産権局、「専利紛争行政調停ガイドライン」などで意見募集(国家知識産権網 2020年5月11日)

## ○ 中央政府の動き

1. CNIPA 申長雨局長、WIPO ビデオ会議に出席 今年3回目(国家知識産権網 2020年5月7日)
2. CNIPA が「放管服」改革を推進 インターネットで建議募集(国家知識産権網 2020年5月6日)

## ○ 地方政府の動き

1. 湖北省知識産権局、2019年度の商標行政保護の典型的事例を発表(国家知識産権網 2020年5月6日)
2. 河北、ネット通販と輸出入分野の知的財産権保護を強化(中国保護知識産権網 2020年5月6日)
3. 深セン、業務用ディスプレイ産業特許分析報告書を発表(中国知識産権资讯网 2020年4月29日)

## ○ 司法関連の動き

1. 上海検察機関、昨年の知財犯罪の逮捕審査が443件 前年比120%増(中国保護知識産権網 2020年5月6日)
2. 広東高級法院、「執行難」に長期対応する体制確立を ビデオ会議開催(最高人民法院公式サイト 2020年4月29日)
3. 広東、特許侵害事件の平均賠償額が140%増 2019年(中国知識産権资讯网 2020年4月21日)

## ○ ニセモノ、権利侵害問題

1. 中国公安部、「崑崙」行動で知財犯罪など3万9000件摘発(中国保護知識産権網 2020年5月6日)
2. 中国税関、1~3月に権利侵害疑いのある貨物149万点を差し押さえる(税関総署公式サイト 2020年4月24日)

## ○ その他知財関連

1. 2020年中国ブランドデー、オンライン開催(国家知識産権網 2020年5月9日)
2. 「在中国米国企業白書」：中国の知財権保護環境が改善されつつある(中国知識産権资讯网 2020年5月8日)

## ● ニュース本文

## ○ 法律・法規等

★★★1. 国家市場監督管理総局、「行政法執行機関による犯罪関連事件移送の規定」で意見募集★★★  
知的財産権分野の違法、犯罪行為を厳重に取り締まり、司法機関との連携を強化するために、国家市場監督管理総局が「行政法執行機関による犯罪関連事件移送の規定」(国务院第310号令)を改正し、意見募集稿を公式サイトで公表した。

意見募集は2020年6月28日まで行われる。関連機関および各界の関係者は、国家市場監督管理総局の公式ウェブサイトを通じ、もしくは郵送によって、意見・提案を提出することができる。具体的には、以下の3つの提出方法がある。

▽国家市場監督管理総局公式サイトにアクセスし、オンラインで提出

(URL : <http://www.samr.gov.cn>)

▽電子メール : [zfdcc@samr.gov.cn](mailto:zfdcc@samr.gov.cn)

▽書簡 : 北京市西城区三里河東路 8 号 (〒100820) 国家市場監管總局・執法稽查局

(出典 : 国家市場監管總局公式サイト 2020 年 5 月 14 日)

[http://www.samr.gov.cn/hd/zjdc/202005/t20200514\\_315220.html](http://www.samr.gov.cn/hd/zjdc/202005/t20200514_315220.html)

### ★★★2. 国家知識産権局、「専利法執行行政復議と応訴ガイドライン」で意見募集★★★

国家知識産権局は 5 月 12 日、知的財産権の保護強化に関する国の方針に基づき、専利（特許、実用新案、意匠）保護の全面的な強化と権利者の合法的権益の保障、良好なビジネス環境の構築を図るために、「専利法執行行政復議と応訴ガイドライン」の意見募集稿を公式サイトで公表した。6 月 12 日まで一般向け意見募集を行う。意見の提出方式は以下の 3 つである。

▽電子メール : [zhifa@cnipa.gov.cn](mailto:zhifa@cnipa.gov.cn)

▽FAX : 010-62083319

▽書簡 : 北京市海淀区西土城路 6 号 国家知識産権局・保護司・執法指導処 〒100088

(出典 : 国家知識産権網 2020 年 5 月 12 日)

<http://www.cnipa.gov.cn/tcwj/1148526.htm>

### ★★★3. 国家知識産権局、「専利紛争行政調停ガイドライン」などで意見募集★★★

国家知識産権局は 5 月 11 日、知的財産権の保護強化に関する国の方針に基づき、専利（特許、実用新案、意匠）保護の全面的な強化と権利者の合法的権益の保障、良好なビジネス環境の構築を図るために、「専利紛争行政調停ガイドライン」と「専利詐称と専利標識表示の不規範行為を取り締まるガイドライン」の意見募集稿を公式サイトで公表した。6 月 11 日まで一般向け意見募集を行う。意見の提出方式は以下の 3 つである。

▽電子メール : [zhifa@cnipa.gov.cn](mailto:zhifa@cnipa.gov.cn)

▽FAX : 010-62083319

▽書簡 : 北京市海淀区西土城路 6 号 国家知識産権局・保護司・執法指導処 〒100088

(出典 : 国家知識産権網 2020 年 5 月 11 日)

<http://www.cnipa.gov.cn/tcwj/1148471.htm>

## ○ 中央政府の動き

### ★★★1. CNIPA 申長雨局長、WIPO ビデオ会議に出席 今年 3 回目★★★

4 月 30 日、世界知的所有権機関 (WIPO) が今年 3 回目のビデオ会議を開催した。新型コロナウイルス感染症の流行期において、各国知的財産権当局が受理した特許・商標国際登録の状況と、WIPO の関連施策と提案について交流が行われた。中国からは国家知識産権局 (CNIPA) の申長雨局長が出席した。

申局長は、今年 1~3 月に CNIPA が受理した特許・商標国際登録の関連データを説明し、WIPO の関連施策、提案を支持するという原則的な立場を表明した。

WIPO フランシス・ガリ事務局長がビデオ会議の議長を務めた。日本、中国、オーストラリア、ブラジル、カナダ、フランス、ドイツ、インド、韓国、ロシア、シンガポール、スイス、英国、米国などの知的財産権管理当局と、欧州知的財産庁 (EUIPO)、欧州特許庁 (EPO) の責任者が会議に出席した。

(出典 : 国家知識産権網 2020 年 5 月 7 日)

<http://www.cnipa.gov.cn/zscqgz/1148388.htm>

### ★★★2. CNIPA が「放管服」改革を推進 インターネットで建議募集★★★

国家知識産権局 (CNIPA) は、「知的財産権分野『放管服』改革の深化と良好なビジネス環境作りに関する実施意見」の徹底や、企業など市場主体との交流強化を狙い、このほど、公式サイトで「放管服」改革に関する建議を募集する窓口を開設した。このオンライン窓口を通じて、ユーザー登録しなくても、「放管服」改革活動に関する建議などを誰でも提出することができる。

CNIPA 公共服務司で建議や意見をまとめた後、関係部門にフィードバックする。オンライン窓口の設置により、地方政府、サービス機構、一般の人々が知的財産権分野の「放管服」改革にいつそう注目するようになり、最も際立つ問題の速やかな解決につながる事が期待されている。(放管服 : 「行政簡素化と権限委譲」、「監督管理の強化」、「サービスの最適化」)

(出典：国家知識産権網 2020年5月6日)

<http://www.cnipa.gov.cn/zscqgz/1148371.htm>

○ 地方政府の動き

★★★1. 湖北省知識産権局、2019年度の商標行政保護の典型的事例を発表★★★

湖北省知識産権局がこのほど、2019年度の知的財産権（商標）行政保護の10大典型的事例を発表した。これによって各地方の市場主体が法治意識、ブランド意識を強化し、商標にまつわる良好な発展環境の構築に共同で取り組むよう促進することが狙いである。

省知識産権局の審査を経て、今回選出された10大事例は、▽商標の行政法執行と刑事司法との効果的な連携、▽国内外の権利者に対する平等な保護、▽オンラインとオフラインでの全面的な取り締まり、▽地域や部門をまたぐ横断的な法執行活動の効率向上、▽販売代理店と商標保有者との権利紛争の対応——などに関するもので、事件の内容に自動車部品の販売、工事請負、装飾サービス、アパレル販売、広告宣伝、オンライン取引などが含まれている。

(出典：国家知識産権網 2020年5月6日)

<http://www.cnipa.gov.cn/dttx/1148368.htm>

★★★2. 河北、ネット通販と輸出入分野の知的財産権保護を強化★★★

河北省の市場監督管理局がこのほど、インターネット通販と輸出入分野の知的財産権保護を強化するための実施意見を発布した。地域や部門間の協力を強化し、権利者の合法的権益を守り、良好なビジネス環境を構築するとしている。

「実施意見」は、知的財産権侵害、模倣品製造販売の地域横断化という特徴を踏まえて、地域間の法執行協力を強化するよう求めている。▽北京・天津・河北間や、北京・上海・河北など12省・直轄市間の知的財産権保護協力の強化、▽公安、裁判所、検察、農業、税関、著作権などの管理当局との法執行協力の強化、▽情報共有、事件移送の円滑化、▽共同懲戒の実施——などの施策が含まれる。

この外、「実施意見」には電子商取引プラットフォームとの協力強化、知的財産権仲裁調停機構整備プログラムの推進、行政・司法連携体制の整備などに関する内容が盛り込まれている。

(出典：中国保護知識産権網 2020年5月6日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/hb/202005/1950640.html>

★★★3. 深セン、業務用ディスプレイ産業特許分析報告書を発表★★★

4月26日、深セン市知識産権局が開催した、知的財産権の促進活動で獲得した成果のオンライン発表会において、深セン市業務用ディスプレイシステム産業促進会と深セン市紫藤知的財産権運営サービスプラットフォームが共同で作成した「新しいインフラ整備分野の業務用ディスプレイ産業特許分析報告書」が発表された。

報告書は、産業の市場競争に着目し、業務用ディスプレイ産業の過去10年における特許訴訟の趨勢を皮切りに、訴訟の背後にある商業競争及び特許価値の活用といった角度から、業務用ディスプレイ産業の市場主体によるコア技術の把握、市場での位置付け、特許ポートフォリオについて、8つの主流製品に分けて詳細な分析を行った。

(出典：中国知識産権資訊網 2020年4月29日)

[http://www.cipnews.com.cn/cipnews/news\\_content.aspx?newsId=122470](http://www.cipnews.com.cn/cipnews/news_content.aspx?newsId=122470)

○ 司法関連の動き

★★★1. 上海検察機関、昨年の知財犯罪の逮捕審査が443件 前年比120%増★★★

昨年、上海市の検察機関は合わせて知的財産権侵害の犯罪に関わる逮捕審査事件443件を受理した。前年に比べて120.4%増加した。5月3日、上海市政府が開いた記者発表会でわかった。

記者発表会で、司法保護の主導的な役割を果たすうえで上海の司法機関の獲得した成果が説明された。昨年、上海市の裁判所で受理した各種の知的財産権事件は前年比3.97%増の2万3580件、結審件数は同6.28%増の2万3510件であった。検察機関で受理した知財侵害犯罪の逮捕審査事件は443件、前年比120.4%増加し、事件に関わった容疑者は959人、同174%増加した。この中で、356件、697人について逮捕を批准した。また、検察機関は、知財犯罪に関する訴訟事件479件（容疑者1133人）を受理し、340件で683人について公訴を提起した。

(出典：中国保護知識産権網 2020年5月6日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/sfjg/jc/jg/dfjcjg/202005/1950654.html>

### ★★★2. 広東高級法院、「執行難」に長期対応する体制確立を ビデオ会議開催★★★

広東省高級人民法院が4月28日、判決の執行に困難なことが多いと指摘されている問題、いわゆる「執行難」に長期的に対応する体制の確立に関するビデオ会議を開催した。会議で総合的なガバナンスの徹底、協同協力の推進、「執行難」に対応できる長期体制の整備、企業の生産再開への支援強化などを強調した。

また、制度面の優位性を生かして、共同懲戒や多元的ガバナンスの強化によって、法治化された一流のビジネス環境の構築などに取り組むよう求めた。

広東省の裁判所は昨年、事件の平均執行所要時間が前年に比べて25.8%短縮した。実際の執行金額は1589億元、財産保全（仮差押など）金額は7536億元、裁判所でのオンライン競売の成約額は541億元にそれぞれ達し、いずれも全国の先頭を走っているという。

(出典：最高人民法院公式サイト 2020年4月29日)

<http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-227671.html>

### ★★★3. 広東、特許侵害事件の平均賠償額が140%増 2019年★★★

広東省高級人民法院（高等裁判所）が4月20日、「2019年広東省の法院における知的財産権司法保護状況」白書を発表した。白書によると、昨年、広東の知財事件の結審件数は前年比59.4%増の15万2911件と過去最多を更新し、中国全体の結審件数の約3分の1を占めた。

2019年、広東省内の人民法院（裁判所）が受理した知的財産権に関する第一審の訴訟件数は、民事が前年比56.56%増の12万5694件、刑事が同17.41%増の1450件、行政が同13.11%増の69件となっている。権利別にみると、著作権、商標権、不正競争防止の関連事件は伸び率が目立ち、それぞれ66.27%、40.48%、47.44%増加した。

同白書によると、広東省では知的財産権をめぐる訴訟事件が年々増加している。広東の裁判所はこれらの訴訟事件に効率よく対応するため、迅速裁判手続きを導入するなど、多元化された紛争解決体制の整備を推進している。昨年、1審事件のうち、調停によって解決されたものは50.70%の6万3733件、迅速裁判手続きによって解決された件数は3万件近くに上る。

広東の裁判所はまた、▽侵害賠償額の引き上げ▽訴訟保全措置の強化▽弁護士調査令の発行などの措置を通じて、知財侵害行為により厳しい制裁を加えることにしている。白書によると、昨年に結審した特許侵害事件の平均損害賠償額は47万5900円で、前年比140.84%増加した。広州、深セン両地の裁判所が審理した事件のうち、損害賠償額が1000万円を超えるものが19件あった。さらに、2019年、広東が結審した涉外民事1審事件が688件、香港・マカオ・台湾に関わる事件が1881件で、前年と比べてそれぞれ49.24%と24.0%増加した。

(出典：中国知識産権资讯网 2020年4月21日)

[http://www.iprchn.com/cipnews/news\\_content.aspx?newsId=122099](http://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=122099)

#### ○ ニセモノ、権利侵害問題

### ★★★1. 中国公安部、「崑崙」行動で知財犯罪など3万9000件摘発★★★

中国公安部の食品薬品犯罪偵査局が先日、食品・薬品・環境及び知的財産権分野の犯罪を集中的に取り締まるため、昨年に始めた「崑崙」行動の成果を発表した。

公安機関の機構改革を推し進めている公安部は2019年初、食品・薬品、知的財産権、生態環境、森林・草原、生物安全、偽物・劣悪商品に係る犯罪の担当機関を統合し、「食品薬品犯罪偵査局」を新たに設立した。同偵査局が発足してから、全国の公安機関で食品・薬品・環境及び知的財産権分野の犯罪を集中的に取り締まる「崑崙」行動を実施し、これまでに多数の重大事件の摘発に成功した。

統計によると、全国の公安機関で合わせて、知的財産権犯罪を含む3万9000件を摘発し、6万5000人の容疑者を逮捕し、7200以上の犯罪グループを取り締まり、1万5000以上の違法な生産拠点を閉鎖させた。これらの事件に関わる違法商品などの総額は350億元を超えているという。

(出典：中国保護知識産権網 2020年5月6日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zy/bw/202005/1950668.html>

### ★★★2. 中国税関、1～3月に権利侵害疑いのある貨物149万点を差し押さえる★★★

今年第1四半期、中国の各税関で8214回の知的財産権保護措置を実施し、権利侵害の疑いがある7724ロット、149万2000点の貨物を差し押さえた。

知的財産権の税関保護に関する法執行活動をさらに強化し、消費者の健康と安全を守り、権利者の合法的権益を擁護するため、税関総署が第1四半期に一連の措置を講じた。2月14日、「2020年全国税関知的財産権保護特別行動方案」を発表し、2月15日から12月31日にかけて「龍騰行動2020」を実施すると決定した。また、3月6日に「郵送ルート知財保護特別法執行行動の実施に関する通達」を出し、郵送ルートにおける知的財産権保護の「ブルーネット行動」を開始し、小口化された侵害商品の輸出入や偽物の医薬品・バイオ製品に対する摘発の強化を宣言した。3月13日、第3者の転送によって権利侵害品を輸出する行為をターゲットにした取締りキャンペーン、「浄網行動」の実施を発表した。

(出典：税関総署公式サイト 2020年4月24日)

<http://www.customs.gov.cn//customs/xwfb34/302425/3018626/index.html>

#### ○ その他知財関連

##### ★★★1. 2020年中国ブランドデー、オンライン開催★★★

国家発展改革委員会、中央宣伝部、工業・情報化部、農業農村部、商務部、国家市場監督管理総局、国家知識産権局と上海市人民政府の共催による「2020年中国ブランドデーイベント」が5月10日、開幕した。

今年の「中国ブランドデー」はオンラインで開催されることになった。テーマは「中国ブランド、世界共有。全面小康、品質生活。伝染病対策、ブランド力」である。インターネットを利用したイベント開催は、感染症予防・抑制が常態化する中でのイノベーションの一つであり、中国ブランドの確立を継続的に推進する上での前向きな一歩と見られる。

「中国ブランドデー」活動は2017年の設立以来、3年連続開催されてきた。今年は「中国ブランド博覧会」、「中国ブランド発展国際フォーラム」などのイベントをオンラインで実施・中継し、消費者にオンラインで一連のインタラクティブ体験を提供し、国内ブランド品の魅力を感じてもらおうことにしているという。

(出典：国家知識産権網 2020年5月9日)

<http://www.sipo.gov.cn/zscqgz/1148438.htm>

##### ★★★2. 「在中国米国企業白書」：中国の知財権保護環境が改善されつつある★★★

在中国の米国企業の団体である中国米国商会は4月30日、「在中国米国企業白書2020」（以下「白書」という）を発表した。白書は、ここ10年来、中国の知的財産権保護制度が大きな進歩を遂げ、在中国米国企業の多くは、中国の知的財産権保護環境が改善されつつあると考えているとしている。

「白書」によると、中国市場は自動運転や人工知能(AI)、5Gなどの先端技術の面でリードしている。米国商会がこれまで発表した2020年の「中国ビジネス環境調査報告」によると、2018年、米国企業の58%が「中国の知的財産権保護環境が改善されたと思う」と答えているのに対し、2019年は69%まで上昇した。「白書」は、中国政府が昨年、「外商投資法実施条例」などの立法を通じて、知的財産権紛争の解決メカニズムや懲罰的賠償メカニズムを確立させ、知的財産権保護制度を絶えず整えてきたことが大きく影響したとしている。

中国米国商会は、4000以上の会員を抱える、中米両国間の貿易、ビジネス、投資の促進を主旨とする非営利・非政府組織。「在中国米国企業白書2020」は中国米国商会が、中国政府と米国政府にさまざまな業種に関する具体的な政策提言を提供することを目的として、毎年発行している。今年の白書は第22版となる。

(出典：中国知識産権资讯网 2020年5月8日)

[http://www.iprchn.com/cipnews/news\\_content.aspx?newsId=122608](http://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=122608)

#### 【中国 IPG のご紹介】

中国 IPG (Intellectual Property Group in China、中国知的財産権問題研究グループ) は、在中日系企業・団体による、知財問題の解決に向けた取り組みを行うことを目的とした組織です。主な活動には、年5回開催する予定の全体会合(メンバー間の情報交換や各種講演を実施)や、特定テーマについての検討を行う専門委員会、会員の所属業界における知的財産問題についての

情報交換を行う WG 等があります。その他、知財関連法令についての意見募集への対応等を行っています。

ご関心・ご参加をご希望の方は、下記までお問い合わせください。

★中国 IPGweb サイト：<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/ipg/>

★中国 IPG 事務局（ジェトロ・北京事務所 知的財産権部）

Tel: +86-10-6528-2781、E-mail: pcb-ip@jetro.go.jp

---

【配信停止・配信先変更】

配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスの上で「Unsubscribe」ボタンを押して下さい。

配信先を変更したい場合は、配信停止をした上で新たな E メールアドレスをご登録ください。

[https://www.jetro.go.jp/mail5/u/!p=tTW\\_Glj5ntM53\\_3CF1ZAZAZ](https://www.jetro.go.jp/mail5/u/!p=tTW_Glj5ntM53_3CF1ZAZAZ)

【ご感想・お問い合わせ】

本ニュースレターに対するご感想・お問い合わせ等がございましたら下記までご連絡下さい。

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

TEL : +86-10-6528-2781

E-Mail : pcb-ip@jetro.go.jp

【著作権】

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。

本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

【免責】

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行ってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用（本文中からリンクされているウェブサイトの利用を含みます。）により、不利益を被る事態が生じたとしてもジェトロはその責任を負いません。

【発行】

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

---

Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved